

# 消費者基本計画工程表の第4回改定 について

平成31年2月  
消費者庁

# 消費者基本計画工程表(第4回改定)について

- 消費者基本計画工程表は、消費者基本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策についての取組予定を示すものとして、消費者委員会の意見を聴取した上で、消費者政策会議において策定するもの。
- 工程表は、1年に1回は改定を行い、必要な施策の追加・拡充や整理、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し(前倒しを含む。)等を行うこととされている。

## ①消費者基本計画

※ 現行計画は平成27年3月24日閣議決定。  
(計画期間は平成27年度～平成31年度)

- 消費者基本法第9条の規定に基づき、長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について閣議決定するもの。

## ②工程表の改定実績、今後の予定等

### 《これまでの工程表改定実績》

- ・ 平成27年3月24日 工程表策定
- ・ 平成28年7月19日 第1回改定
- ・ 平成29年6月21日 第2回改定
- ・ 平成30年7月22日 第3回改定

### 《第4回改定に係る経過、予定等》

- ・ 2019年2月  
消費者委員会への説明、パブリックコメントの実施
- ・ 2019年6月頃 消費者委員会への諮問、消費者委員会からの答申を経て、消費者政策会議決定により改定

## ③消費者政策会議構成員

|    |                |
|----|----------------|
| 会長 | 内閣総理大臣         |
| 委員 | 内閣府特命担当大臣（消費者） |
|    | 内閣官房長官         |
|    | 内閣府特命担当大臣      |
|    | 総務大臣           |
|    | 法務大臣           |
|    | 外務大臣           |
|    | 財務大臣           |
|    | 文部科学大臣         |
|    | 厚生労働大臣         |
|    | 農林水産大臣         |
|    | 経済産業大臣         |
|    | 国土交通大臣         |
|    | 環境大臣           |
|    | 防衛大臣           |
|    | 復興大臣           |
|    | 国家公安委員会委員長     |
|    | 公正取引委員会委員長     |

※ 消費者基本法第27条に基づき設置。

# 消費者基本計画工程表の改定の大枠について

- 今回の改定においては、「SDGsアクションプラン2019」との調和、「架空請求対策パッケージ」との調和などを意識して、新規の施策を追加。
- 今回の改定においては、AIの活用拡大、ビッグデータの利用の拡大等が顕在化している状況にあることを受け、消費者にも関連性が深く、かつ、消費者基本計画の個別の施策内容に必ずしも明示されていない施策について、参考資料において個別の状況を掲載。

## 【工程表の構成と新規に枠を増設した施策について】

### 1 消費者の安全の確保

- (1) 事故の未然防止のための取組
- (2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止
- (3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止
- (4) 食品の安全性の確保

### 3 適正な取引の実現

- (1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し
- (2) 商品・サービスに応じた取引の適正化**
- (3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化
- (4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り**
- (5) 規格・計量の適正化

● 金融機関による顧客本位の業務運営の推進

● 「架空請求対策パッケージ」の推進による被害の防止

### 5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

- (1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進
- (2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進
- (3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進

### 2 表示の充実と信頼の確保

- (1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用
- (2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善
- (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

### 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

- (1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映
- (2) 消費者教育の推進
- (3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進
- (4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保
- (5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

### 6 国や地方の消費者行政の体制整備

- (1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化
- (2) 地方における体制整備

### 参考 AI・IoT・ビッグデータ等に関連する施策の状況

- 自動運転の実現に向けた制度整備の推進
- 情報信託機能の社会実装・普及に向けた施策の推進
- 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策の推進

# 消費者基本計画工程表の改定事項・主要事項の概要について

## 【Ⅰ. SDGsの推進に関する取組】

- 1 子どもの事故防止
- 2 食品関連施策
  - ※ GAP、JAS規格、食品ロス削減、有機農産物
- 3 高齢者の消費者被害の防止
  - ※ 身元保証等高齢者サポート事業  
金融機関による顧客本位の業務運営  
消費者安全確保地域協議会
- 4 消費者向けの教育・普及啓発等
  - ※ エシカル消費、金融経済教育、食育、  
「プラスチック・スマート」キャンペーン
- 5 消費者志向経営
- 6 適切な法適用の確保
  - ※ 公益通報者保護、民事法律扶助
- 7 住宅・建築物の省エネ性能表示の普及促進

## 【Ⅱ. 重要施策の推進に関する取組】

- 1 成年年齢引下げへの対応
- 2 ギャンブル等依存症対策の強化
- 3 在留外国人の増加への対応

## 【Ⅲ. 情報の利活用に関する取組】

- 1 個人情報の高度な利活用
  - ※ 情報信託機能  
医療ビッグデータ
- 2 消費者行政の推進におけるデータ活用

## 【Ⅳ. 食品に関する取組】

- 1 食品の安全・安心の確保
- 2 食品ロス削減の推進
- 3 食品表示の充実

## 【Ⅴ. 消費生活における安全・安心の実現に関する取組】

- 1 「架空請求対策パッケージ」の推進
- 2 事業者の自主的な取組の促進
- 3 消費生活上の多様なリスクへの対応

# I. SDGsの推進に関する取組

- 国際的な戦略目標として、2015年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択された。その実施のため、我が国では、「誰一人取り残さない」とのキーワードの下、実施指針を策定(2016年12月)。
- 今回の工程表改定では、工程表に位置付けがあり、かつ、「SDGsアクションプラン2019」において施策の具体化が図られている施策を中心に、「**SDGs関連**」の施策として明示。



## 【背景・現状】

1. 持続可能な開発目標(SDGs)の達成により、「誰一人取り残さない」社会を実現するため、途上国のみならず、先進国でも実施に取り組むものとして、2015年9月に国連で採択(2030年までの国際開発目標)。
2. 安倍総理大臣が国連SDGsサミットに出席し、「採択を歓迎し、実施に最大限努力する」旨演説(2015年9月)。
3. 国内外の取組を省庁横断的に総括し、優先課題を特定した上で、「SDGs実施指針」を策定するとともに、内閣総理大臣を本部長とする推進本部を設置(2016年5月)。
4. 推進本部において「SDGsアクションプラン2019」を取りまとめ、公表(2018年12月)。

## 《1 子どもの事故防止》

### 【工程表における記述の骨子】

1. 子どもの事故防止について、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。【消費、経産等】
2. 子どもの事故の動向分析及び保護者等の意識・行動調査を実施。その結果を踏まえて、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」において、子どもの事故防止週間など、子どもの事故防止策を検討・推進。【消費等】

| 2015年度                                           | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度(以降) |
|--------------------------------------------------|--------|--------|--------|------------|
| 「子どもを事故から守る！プロジェクト」の展開、子どもの不慮の事故を防止するための普及活動の推進等 |        |        |        |            |
| 「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の開催                        |        |        |        |            |

## 《2 食品関連施策》

### 【工程表における記述の骨子】

1. 食品生産工程管理(GAP)の実践や認証取得を促進。【農水】
2. 新たな消費者ニーズを踏まえたJAS規格等を検討し、制度化。【農水】
3. 食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)を推進(共通ロゴマークとして「ろすのん」を活用。)。【消費、文科、農水、経産、環境等】
4. 有機農産物等に対する消費者の理解と関心を増進。【農水】

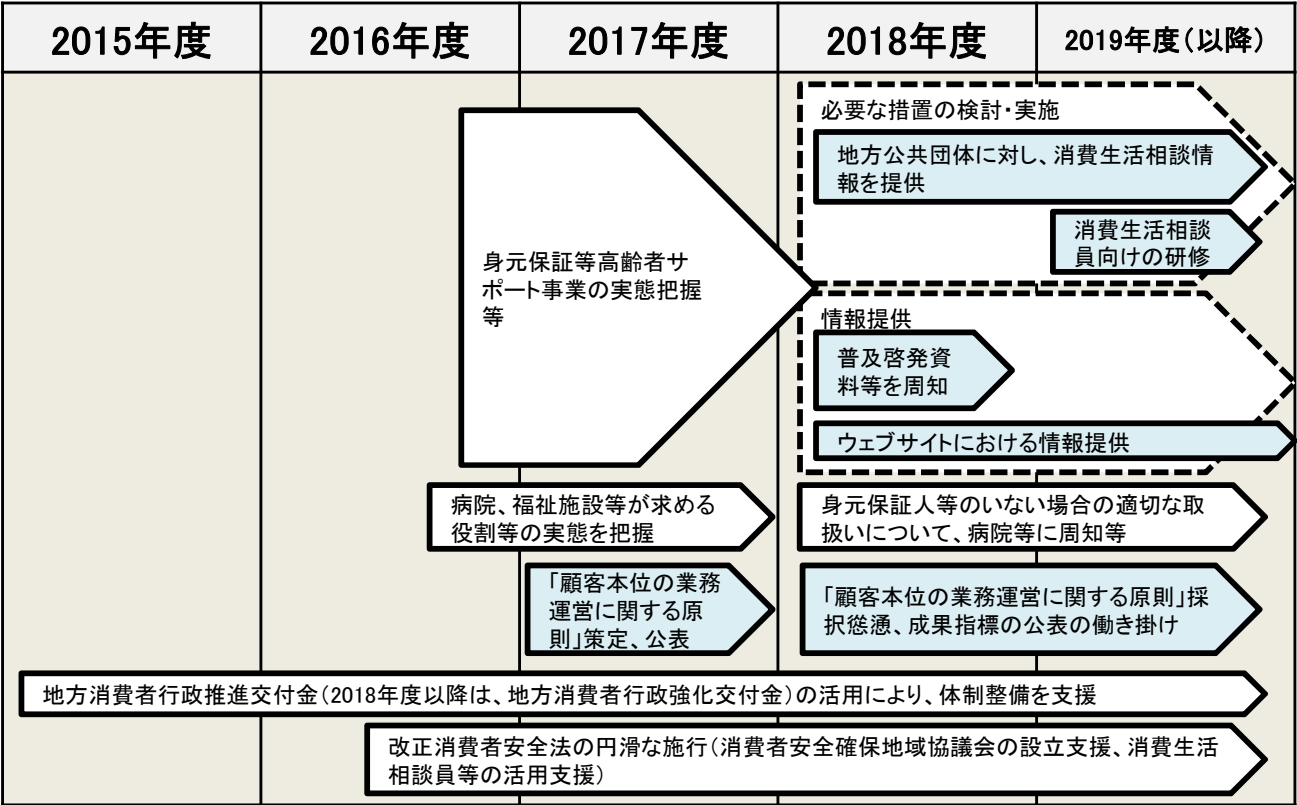
| 2015年度                             | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度(以降) |
|------------------------------------|--------|--------|--------|------------|
| 国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大促進              |        |        |        |            |
| 新たな消費者ニーズを踏まえたJAS規格等の検討            |        |        |        |            |
| 食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の展開 |        |        |        |            |
| 食料・農業・農村基本計画を踏まえた施策の構築・促進          |        |        |        |            |



### 《3 高齢者の消費者被害の防止》

#### 【工程表における記述の骨子】

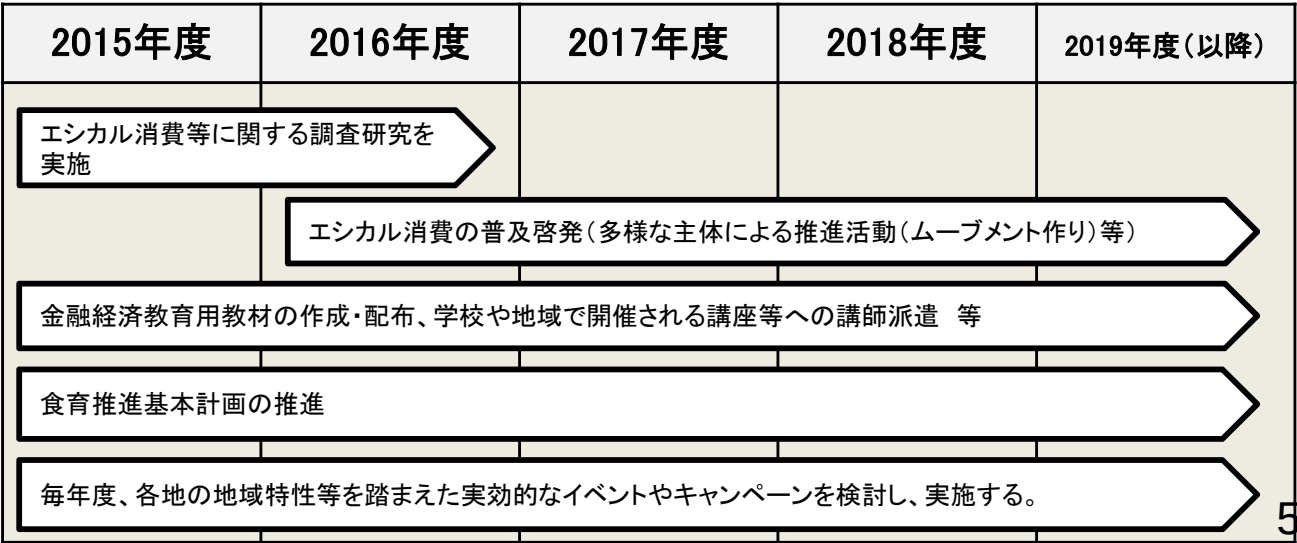
- 1. 消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用するための情報提供等を実施(消費生活相談情報の地方公共団体への提供等)。【消費、厚労等】
- 2. 身元保証人等のいない場合の適切な取扱いについて病院・福祉施設等及び都道府県等に周知。【厚労】
- 3. 顧客本位の業務運営の浸透・定着(「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、取組方針を策定した金融事業者を公表など)。【金融】
- 4. 地方消費者行政強化交付金を措置し、新たに国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援するとともに、これまでに地方消費者行政推進交付金を活用して行っていた事業について引き続き支援を行う。【消費】
- 5. 地域の見守りネットワークの構築を推進(徳島県内の事例を含め、先進事例の収集・共有等に取り組むことで、この目標の達成に向けた都道府県の実施を支援、促進)。【消費等】



### 《4 消費者向けの教育・普及啓発等》

#### 【工程表における記述の骨子】

- 1. 持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、エシカル消費等に関する調査研究及び普及啓発を実施。【消費】
- 2. エシカル消費の普及のためのイベント「エシカル・ラボ」は、地方でも開催することとし、開催に当たり関係省庁との連携を図る。【消費、農水、環境等】
- 3. 金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文科省等とも連携を図りつつ実施。【金融等】
- 4. 第3次食育推進基本計画に基づき食育を推進。【消費、食安委、農水等】
- 5. 循環型社会に向けて、取組を実施(海洋プラスチック問題の解決に向けて、「プラスチック・スマート」キャンペーンを推進)。【環境】



《5 消費者志向経営》

【工程表における記述の骨子】

○ 消費者志向経営の広範な普及を図るために、社会的機運を高めるための全国的な推進活動を展開(消費者志向経営推進に向けた自主宣言・フォローアップ活動等)。【消費、経産】

| 2015年度            | 2016年度            | 2017年度 | 2018年度  | 2019年度(以降) |
|-------------------|-------------------|--------|---------|------------|
| 消費者志向経営を促進する方策の検討 | 消費者志向経営を促進する施策の実施 |        |         |            |
|                   |                   |        | 優良事例の表彰 |            |

《6 適切な法適用の確保》

【工程表における記述の骨子】

1. 公益通報者保護制度について、改正・策定された各種ガイドラインの周知徹底、インセンティブの導入(内部通報に係る認証制度の導入・普及、公共調達での評価、認証取得の促進支援等)及び内部通報制度の適切な運用に資する人材の育成に係る取組等を行う。加えて、**一元的窓口**の創設を視野に体制の整備及び必要な取組を行う。【消費】
2. **2018年12月に消費者委員会が行った答申**を受け、関係者からの意見募集など**法改正も視野に更なる検討**。【消費】
3. 日本司法支援センターにおいて、法制度や相談窓口に関する情報を提供するとともに、経済的に余裕のない方を対象に、弁護士及び司法書士による無料法律相談等の民事法律扶助による援助を行う。【法務】

| 2015年度                                | 2016年度 | 2017年度                                                                                                                                             | 2018年度 | 2019年度(以降) |
|---------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------|
|                                       |        | <div>(1) 制度の運用改善</div> <div>ガイドラインの改正・策定</div> <div>改正・策定されたガイドラインの周知徹底</div> <div>認証制度の導入に向けた検討</div> <div>・認証制度の導入・普及<br/>・認証取得の促進支援<br/>等</div> |        |            |
|                                       |        | <div>(2) 制度の見直し</div> <div>パプコメ等の実施・検討</div> <div>消費者委員会の審議を踏まえた更なる取組</div>                                                                        |        |            |
| 法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会の開催等           |        |                                                                                                                                                    |        |            |
| 日本司法支援センターウェブサイト、パンフレットによる民事法律扶助業務の周知 |        |                                                                                                                                                    |        |            |

《7 住宅・建築物の省エネ性能表示の普及促進》

【工程表における記述の骨子】

○ 建築物省エネ法の規定に基づく省エネ基準適合認定マーク(eマーク)や、同法の省エネ性能表示のガイドラインに従った建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の普及促進。【国交】

| 2015年度            | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度(以降) |
|-------------------|--------|--------|--------|------------|
| 省エネ関連の講習会等による普及促進 |        |        |        |            |

# Ⅱ－1. 成年年齢引下げへの対応

## 【背景・現状】

1. 2015年6月に成立した公職選挙法改正法の附則において、民法の成年年齢引下げの検討を行うこととされ、第196回国会において、民法等の一部改正法が成立。
2. 成年年齢の引下げに向けた動きがある中で、新たに成年となる者の消費者被害の防止策や救済策について検討する必要があり、消費者委員会の下に置かれた「成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループ」において、報告書を取りまとめ(2017年1月)。
3. 2018年2月20日に消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の関係局長で構成する会議を発足し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定。
4. さらに、平成30年3月20日に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更が閣議決定。



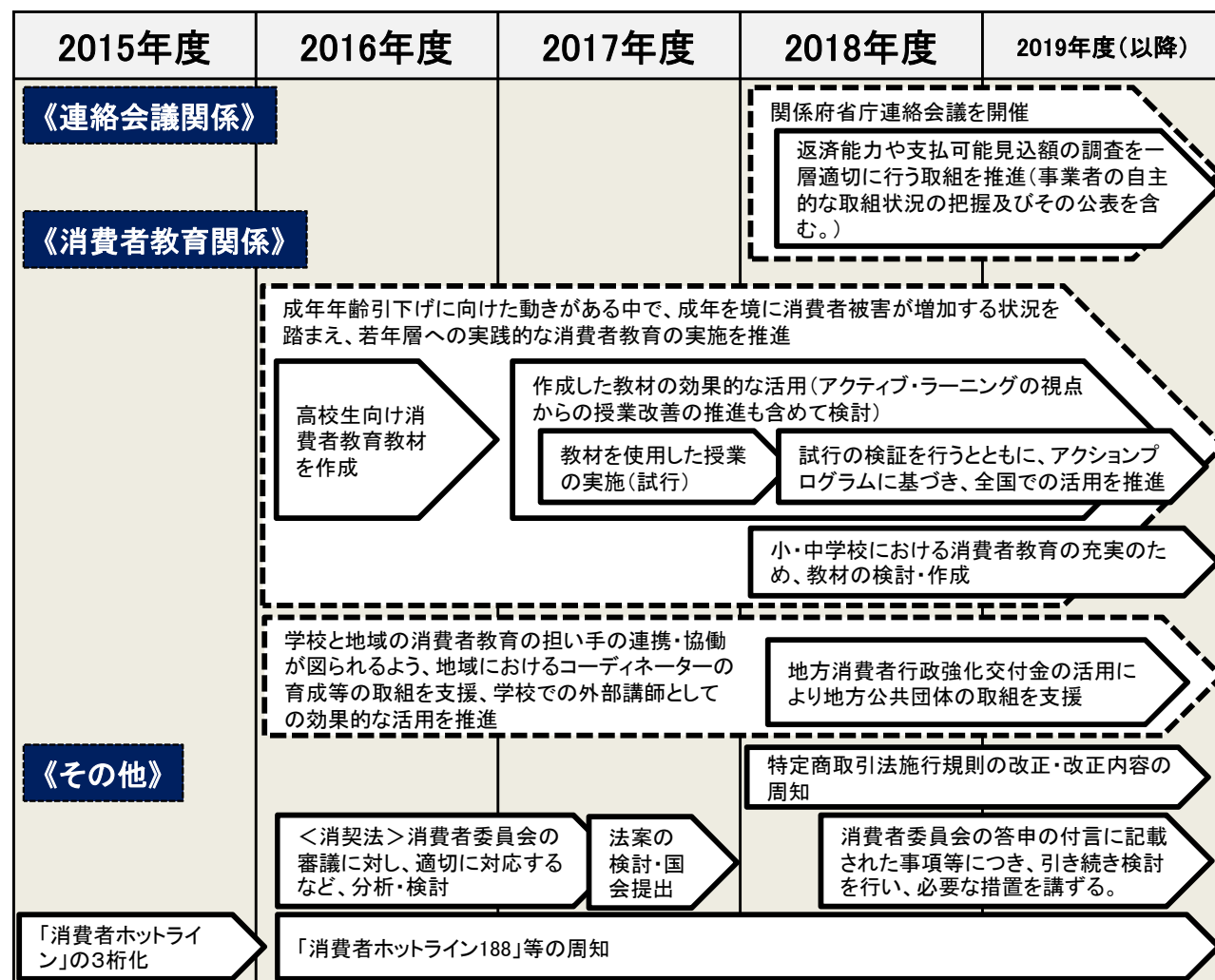
徳島県における活用事例集  
(2018年6月)



徳島県で行われた  
「社会への扉」を用いた研究授業  
(2018年11月)

## 【工程表における記述の骨子】

1. 「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、**若年者に対する返済能力等の調査を一層適切に行う取組**(事業者の自主的な取組の把握等を含む。)など、総合的かつ効果的な取組を推進。【法務、金融、消費、文科、経産等】
2. 高校生向け消費者教育教材「**社会への扉**」の効果的な活用を推進するため、2017年度に徳島県内の全ての高校等で実施した本教材を活用した授業の検証を行う(**2018年6月に事例集を公表**)とともに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、全国での活用を推進(2020年度に全ての都道府県の全高校等で同様の授業が実施されることを目指して働き掛け)。
3. 教員の指導力向上のため、**2018年7月に改定した、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に盛り込んだ、教員養成課程や教員研修等における消費者教育に関する取組**を推進するなど、関係省庁が連携して取組を推進。【消費、金融、法務、文科】
4. 学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進(2018年度から地方消費者行政強化交付金で支援)。【消費、文科、金融】
5. 成年年齢の引下げに伴うワーキング・グループ報告書を踏まえ、特定商取引法施行規則について見直し。【消費、経産】
6. 消費者委員会の答申(2017年8月)を踏まえた**消費者契約法の一部を改正する法律**が第196回国会で成立し、**2019年6月15日から施行**。消費者委員会の答申の付言に記載された事項等は、引き続き分析・検討を行い、必要な措置を講ずる。【消費、法務】
7. 「消費者ホットライン」の3桁化を実施し、3桁の電話番号「188番(いやや!)」を周知することにより相談窓口の認知度の向上と活用の促進を図る。【消費等】





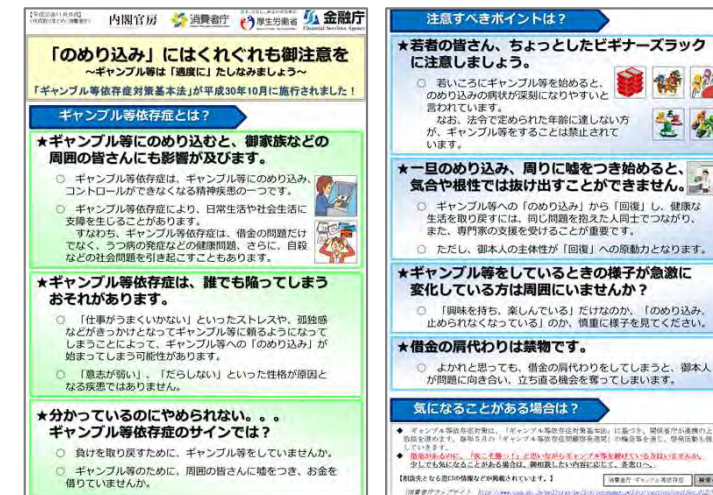
## Ⅱ－２．ギャンブル等依存症対策の強化

### 【背景・現状】

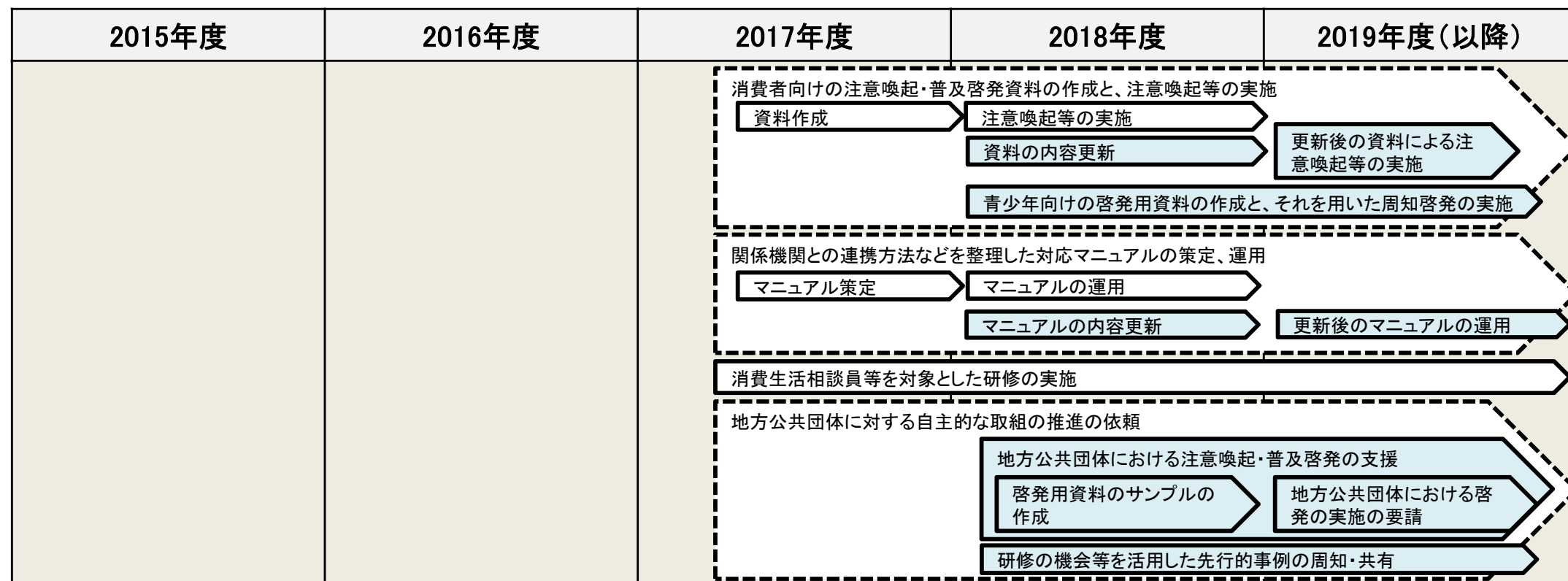
1. 2016年12月、特定複合施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）の附帯決議を受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が設置された。
2. 2017年8月、同会議において、「ギャンブル等依存症対策の強化について」が決定された。
3. 2018年3月、消費者庁・金融庁において、「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」が公表された。
4. 2018年7月、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）が成立し、同年10月から施行。

### 【工程表における記述の骨子】

- ギャンブル等依存症対策基本法等を踏まえ、関係省庁等との連携の下で、次の取組を推進。【消費】
  - ・ 消費者向けの注意喚起、普及啓発の実施
  - ・ 関係機関との連携方法などを整理した対応マニュアルの策定（消費生活相談員を始めとする多重債務者相談に対応する担当者向け）
  - ・ 消費生活相談員等を対象とした研修の実施
  - ・ 地方公共団体に対する地域における自主的な取組の推進の依頼



青少年向けの啓発用資料（2018年11月）



## Ⅱ－３．在留外国人の増加への対応

### 【背景・現状】

- 2016年3月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人、2030年に訪日外国人旅行者数**6,000万人**の目標の達成が掲げられた。（※ 2018年の訪日外国人旅行者数は3,191万人（推計値））
- 観光旅客の宿泊ニーズが多様化していること、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止を図る必要があること、無許可で旅館業を営む違法民泊に対応する必要があること等から、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るための枠組みとして、第193回国会において**住宅宿泊事業法**が成立し、2018年6月から同法が施行された。
- 人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設けることとされ、第197回国会において**出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律**が成立。他方、一定の専門・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を図るため、2018年12月、**外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議**において、「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」が了承された。

#### <消費者関係の記載事項>

「消費者トラブルについて、外国人が安全・安心な利用・契約等を行うことができるよう、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、消費者ホットライン188を通じた全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じた多言語対応の充実を図るほか、国民生活センターが設置した電話相談窓口「**訪日観光客消費者ホットライン**」において多言語対応を推進し、8か国語を目途に対応の拡大を目指す。」



国民生活センター訪日観光客  
消費者ホットライン  
(2018年12月)  
【ベトナム語パンフレット】

### 【工程表における記述の骨子】

- 住宅宿泊事業法について、適切に宿泊者保護が図られるよう、政省令、ガイドライン等の周知を行う。また、必要に応じ指導・監督を行う等制度の適切な運用を行う。【厚労、国交】
- 地方消費者行政推進交付金(2018年度以降は、地方消費者行政強化交付金)の活用等により、消費生活センター等における在留外国人(在日・訪日外国人)に対する消費生活相談体制を強化する。【消費】
- 国民生活センターにおける在留外国人(在日・訪日外国人)に対する消費生活相談体制について、訪日外国人向けの消費生活相談窓口の整備及び情報提供・啓発を実施する。【消費】

| 2015年度                                                                        | 2016年度     | 2017年度                              | 2018年度                                                        | 2019年度(以降) |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------|
| <b>《住宅宿泊事業法関係》</b>                                                            |            |                                     |                                                               |            |
|                                                                               | 住宅宿泊事業法の成立 | 標準住宅宿泊仲介業約款の策定<br>政省令・ガイドラインの策定及び周知 | 宿泊者保護を含めた住宅宿泊事業法の適切な運用及び周知                                    |            |
| <b>《相談対応関係》</b>                                                               |            |                                     |                                                               |            |
| 地方消費者行政推進交付金(2018年度以降は、地方消費者行政強化交付金)の活用等による、消費生活センター等における在留外国人に対する消費生活相談体制の強化 |            |                                     |                                                               |            |
| 国民生活センターにおける調査・検討                                                             |            |                                     | 国民生活センターにおいて、訪日外国人向けの消費生活相談窓口の整備、情報提供・啓発<br>訪日観光客消費者ホットラインの運用 |            |



# Ⅲ－１．個人情報 の 高度な利活用

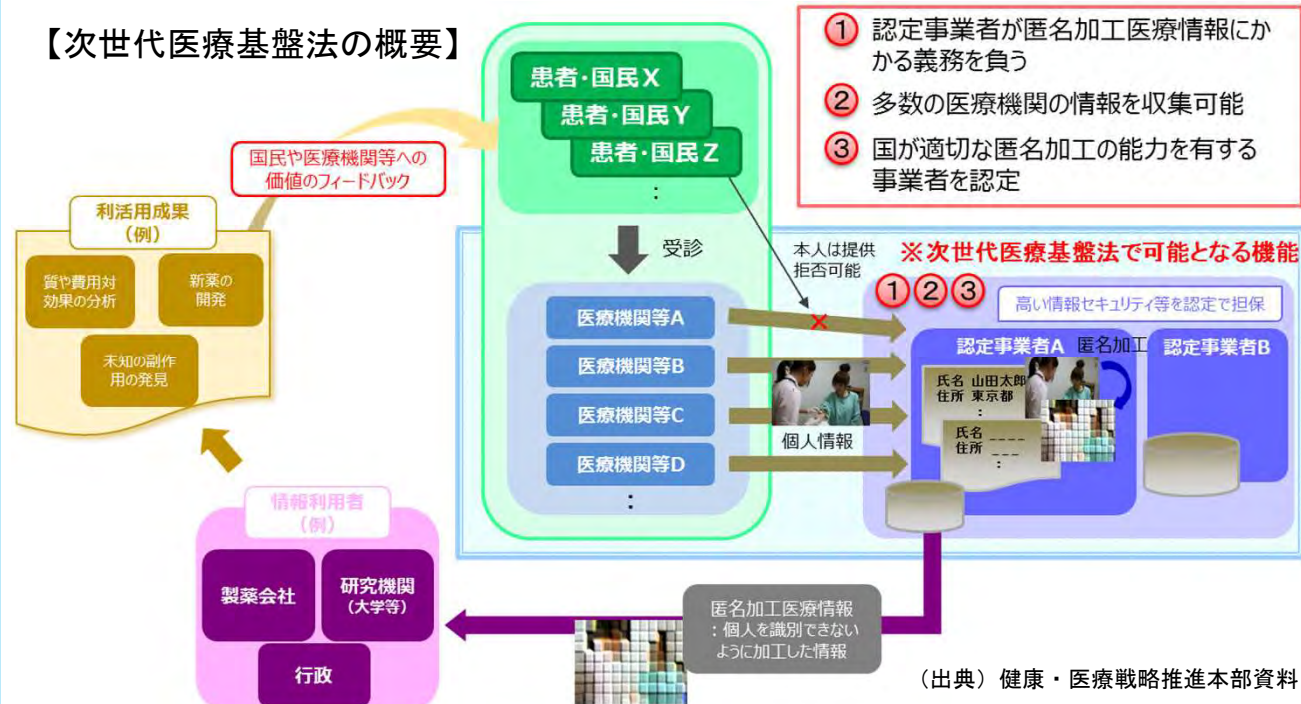
## 【背景・現状】

1. パーソナルデータを含む多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組みが有効とされ、当該機能（**情報信託機能**）を担う者について、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、**民間の団体等によるルールの下、任意の認定制度**が実施されることが望ましいとされた。（データ流通環境整備検討会（2017年2月）、情報通信審議会（2017年7月））
2. 総務省及び経済産業省において、2017年11月以降、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」を開催し、2018年6月、「**情報信託機能の認定に係る指針ver.1.0**」を取りまとめ。
3. 医療分野におけるデータ利活用の在り方について検討するため、健康・医療戦略推進本部の下に、次世代医療ICTタスクフォースが設置された（2014年3月）。そこでの検討成果を踏まえ、「**「日本再興戦略」改訂2015**」において、「医療・健康分野などの各種データについて、本人同意に基づき個人の情報を収集・管理し、各種サービス事業者や研究機関による各種サービスの質の向上等につなげるために収集手続の簡素化を許すとともに、**代理機関（仮称）**の設置について検討」とされた。
4. 2016年12月の政府内での検討の取りまとめを受け、2017年4月、第193回国会において、**医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）**が可決・成立した。

## 【工程表における記述の骨子】

1. 情報信託機能について、2018年6月に公表した指針に基づいた民間団体等による任意の認定スキームの着実な運用を推進。  
【総務、経産】
2. 実証事業等を通じ、指針の検証等を行う。【総務、経産】
3. 次世代医療基盤法に基づき、国民の理解の増進を始め、産学官による**匿名加工医療情報**の医療分野の研究開発への利活用を推進する措置を着実に実施。【内閣府、文科、厚労、経産】

## 【次世代医療基盤法の概要】



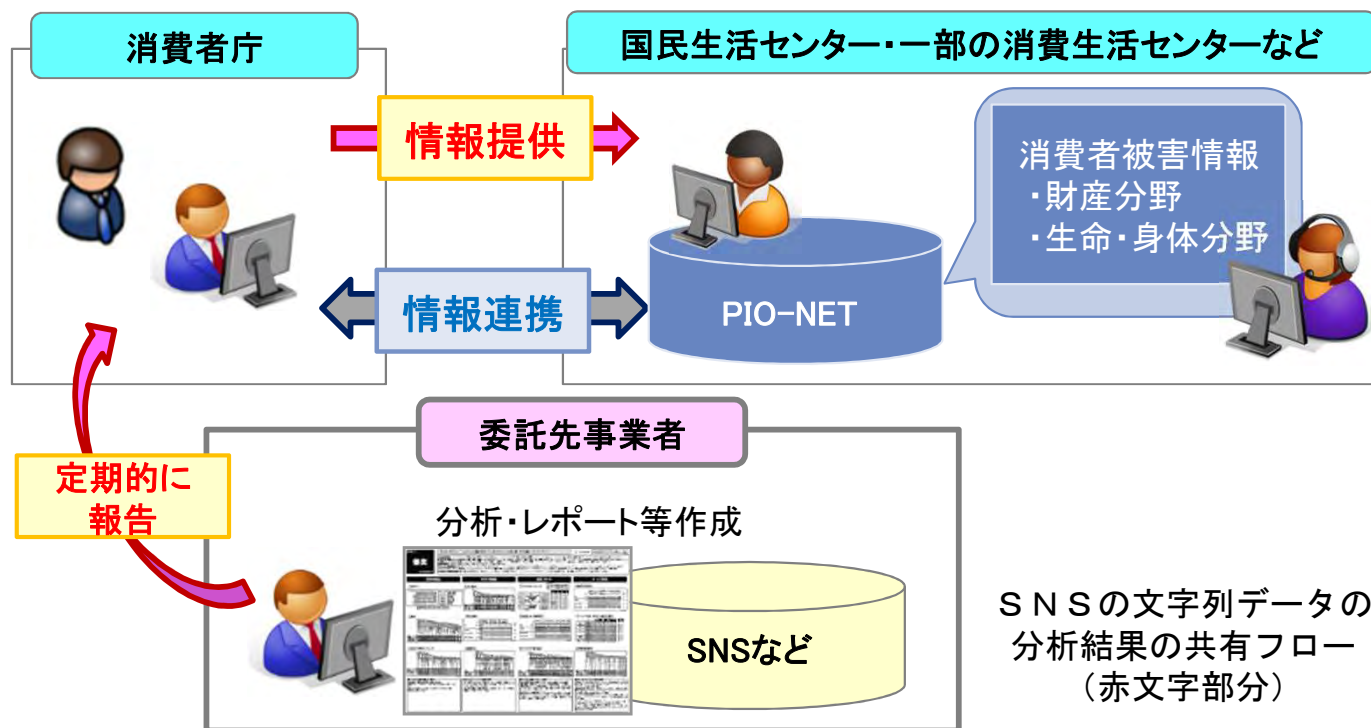
| 2015年度       | 2016年度 | 2017年度               | 2018年度                                                                       | 2019年度（以降） |
|--------------|--------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 《情報信託機能関係》   |        | 情報信託機能の認定に係る指針を検討、公表 | 情報信託機能の実証事業の実施                                                               |            |
|              |        |                      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指針の改定</li><li>・ 分野ごとのルール策定</li></ul> |            |
| 《次世代医療基盤法関係》 |        |                      | 次世代医療基盤法の制度の周知広報、匿名加工医療情報の利活用の推進                                             |            |

10

## Ⅲ－２. 消費者行政の推進におけるデータ活用

## 【背景・現状】

1. スマートフォンを生活の必需品と考える若者が8割に達する一方で、若年層から寄せられる消費生活相談は比較的小さい状況(2017年の消費生活相談に占める20歳代の者の割合は8.1%(50歳代:15.3%、60歳代:17.6%))。
2. 若者は商品やサービスに関する情報をインターネットから入手する傾向が高く、同時に、SNSの利用頻度も他世代と比べて高い状況(20~24歳:69.4%、40歳代:35.4%、50歳代:31.5%)。また、SNSで見た情報をきっかけとして、商品の購入やサービスの利用をした経験も高い。
3. 2019年1月に公表された第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会報告書においては、「違法・悪質な案件に係る情報収集から分析及び発信(注意喚起)に至るプロセスを戦略的に強化する必要がある、SNSの文字データのテキストマイニング……により被害情報の入手・分析手法の多様化」を図るべきことが提言された。



## 【工程表における記述の骨子】

1. SNSデータを活用して(事故情報等の)トラブル情報を収集し、**関係機関へ提供**する取組について、継続的に実施し、得られた情報の**提供範囲拡大について検討**する。【消費】
2. 架空請求対策の一環として、**SNSデータを活用した情報収集**を通じ、実在の事業者をかたる架空請求に関し、かたられている側の事業者の取組が把握できた場合に、これらの事業者の取組について、当該事業者の了解を得た上で、**消費者庁のウェブサイトにおいて周知**。【消費】
3. 次期PIO-NETの刷新に向けた取組を進める(2018年9月、**人工知能(AI)や音声認識技術等をいかした相談業務の効率化**の観点などを盛り込んだシステム改修の基本方針を、国民生活センターにおいて取りまとめ。)。【消費、関係省庁】

| 2015年度                                                     | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度                                                                     | 2019年度(以降)                                                                          |
|------------------------------------------------------------|--------|--------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>《事故情報の収集関係》</p> <p>《架空請求対策関係》</p> <p>《PIO- NET刷新関係》</p> |        |        | <p>SNS上のトラブル情報の把握・関係機関への提供</p> <p>情報提供先の拡大を検討</p> <p>検討結果を踏まえ、情報提供先を拡大</p> | <p>SNSデータを活用した情報収集を通じ、かたられている側の事業者の取組が把握できた場合に、これらの事業者の取組について、消費者庁のウェブサイトにおいて周知</p> |
|                                                            |        |        | 次期PIO- NET刷新作業                                                             |                                                                                     |
|                                                            |        |        |                                                                            |                                                                                     |



## IV-1. 食品の安全・安心の確保

### 【背景・現状】

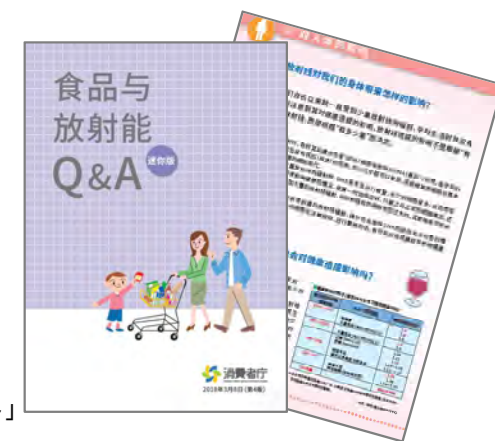
1. 2016年1月に発覚した廃棄食品の不正流通事案を受け、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」において、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」(平成28年2月)を取りまとめ、対策を実施。
2. TPP(TPP11を含む)及び日EU・EPAの発効を見据え、2015年に策定された「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂し、「総合的なTPP等関連政策大綱」を2017年11月にTPP等総合対策本部で決定(2018年12月、TPP11協定が発効し、2019年2月、日EU・EPAが発効。)
3. 消費者の食の安全に関する情報発信については、国会審議の場において、総理からも、より分かりやすい情報発信に努める旨を答弁(2016年10月27日)。
4. 「食品に関するリスクコミュニケーション研究会」を開催し、消費者庁の今後のリスクコミュニケーションの取組方向について報告書を取りまとめ。

## 【工程表における記述の骨子】

1. 関係府省間における連携の強化を図るため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種会議等を定期的に開催。緊急事態等の発生時においては、関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、被害の発生及び拡大の防止に努める。【消費、食安委、厚労等】
2. 「総合的なTPP等関連政策大綱」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを引き続き実施する。【消費、内閣、食安委等】
3. 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、福島県等の被災地から消費地に重心を移して実施する。【消費、食安委、厚労等】
4. 関係府省の協力を得ながら、食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信に努める。【消費等】
5. 「食品と放射能Q&A」などによる情報提供を行う(※)とともに、検査機器の貸与等により地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制を支援する。【消費等】(※ 国内はもとより、在外公館を通じて、海外にも実施)
6. 2016年3月から、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催し、食品衛生法等におけるHACCPに沿った衛生管理の制度化に向けた検討を行い、同年12月に最終取りまとめを公表した。この取りまとめなどを踏まえた**食品衛生法等の一部改正法が第196回国会で成立**(原則として、全ての食品等事業者を対象として、**HACCPに沿った衛生管理**を求める。)。政省令の検討等のため、検討会を開催。【厚労】
7. 食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組めるように食品等事業者団体が策定する手引書は、「食品衛生管理に関する技術検討会」において助言、確認を行った後、都道府県に通知。また、HACCPに沿った衛生管理計画作成のための研修等を支援。【厚労、農水】



食品と放射能Q&A ミニ（第4版）の中国語版  
（韓国語版、英語版も作成）



消費者庁ウェブサイト「食品安全に関する総合情報サイト」により、食品安全に関する分かりやすい情報を発信。

| 2015年度                                                        | 2016年度                                                | 2017年度 | 2018年度                                                                                           | 2019年度(以降) |
|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種会議等の定期的な開催、緊急事態等の発生時における迅速かつ適切な対応 |                                                       |        |                                                                                                  |            |
|                                                               | 食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを実施                           |        |                                                                                                  |            |
|                                                               | 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションを実施                          |        |                                                                                                  |            |
|                                                               | 食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信の取組 |        |                                                                                                  |            |
| 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進のため、正確な情報提供を継続して実施                       |                                                       |        |                                                                                                  |            |
|                                                               | 地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制の支援(検査機器の貸与等)            |        |                                                                                                  |            |
|                                                               | HACCPに沿った衛生管理の制度化について検討                               |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品衛生法等の一部を改正する法律が成立</li> <li>・ 施行に向け、政省令等を公布</li> </ul> |            |
|                                                               | 食品等事業者団体が策定する手引書の策定過程での助言及び確認                         |        |                                                                                                  |            |
|                                                               | HACCPの制度化を踏まえた、食品等事業者向け手引書の作成支援                       |        |                                                                                                  |            |

## IV-2. 食品ロス削減の推進

### 【背景・現状】

- 我が国の食品ロスは、年間646万トン発生。  
※ 事業系…357万トン、家庭系…289万トン(2015年度)
- 関係省庁等連絡会議で、各々の取組等について情報交換。
- 2016年5月、公明党食品ロス削減推進PTが内閣総理大臣宛てに提言。

### 【工程表における記述の骨子】

- **食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)**を推進(共通ロゴマークとして「るすのん」(2013年12月に決定)を活用。)。【消費、文科、農水、経産、環境等】

- 食品ロス発生量の推計を継続的に実施。【農水、環境】  
また、食品ロスの内容、発生要因等を分析。【農水、環境、消費】
- 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査。【消費】
- 食品ロスに関する情報を集約したウェブサイト**を開設。【環境、消費】
- 食品ロスの削減による環境負荷の算定の成果に係る情報提供。【環境】
- 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組を推進。このような事業者の取組に係る情報提供を行い消費者の理解を促進。【農水、経産、消費】
- 飲食店等における食べきれる分量のメニューの充実などの好事例の展開、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知。【農水、消費等】
- 外食事業者の食品ロス削減手法の共有化。【農水】
- 賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組(フードバンク活動)に対して支援。【農水等】
- 地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進。【消費等】
- 食品ロス削減に関する地方公共団体の先進事例等について、ほかの地方公共団体の参考になるように取りまとめた上で情報提供。【環境】
- 学校における特色のある取組事例の全国への情報提供。【文科】
- ウェブサイトやパンフレット等を活用し、食品ロス削減のために家庭で取り組める内容について、地方公共団体等とも連携して、消費者に対する普及啓発を推進。【消費等】
- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携。【消費、農水、環境】
- 「消費者行政新未来創造オフィス」において実施した実証事業の結果を踏まえて、家庭における食品ロスの削減に資する取組について、全国展開。【消費】



《左》  
食品ロス削減啓発用三角柱  
(外食編・宴会編)  
(2018年11月版)

《右》  
食品ロス削減啓発用ポスター  
(2018年10月版)

| 2015年度                                               | 2016年度                                   | 2017年度 | 2018年度                       | 2019年度(以降) |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------|------------------------------|------------|
| 食品ロス発生量推計の継続的实施、食品ロスの内容・発生要因等の分析                     |                                          |        |                              |            |
| 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合の調査                          |                                          |        |                              |            |
| 食品ロスに関する情報を集約したウェブサイトによる情報提供                         |                                          |        |                              |            |
| 食品ロス削減による環境負荷の算定                                     | 食品ロス削減国民運動での活用                           |        |                              |            |
|                                                      |                                          |        |                              |            |
| 食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組の推進等                       |                                          |        |                              |            |
|                                                      | 食べきれる分量のメニューの充実や持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知 |        |                              |            |
|                                                      |                                          |        | 外食産業の食品ロス削減手法の共有化            |            |
| 地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進 等 |                                          |        |                              |            |
|                                                      |                                          |        | 地方公共団体に対し、有効活用の検討を依頼         |            |
| 地方公共団体が食品ロス削減に取り組む有用なツールの提供や、先進事例等についての情報提供等 等       |                                          |        |                              |            |
|                                                      | 学校における取組の全国への情報提供                        |        |                              |            |
| 消費者が家庭で取り組める内容の普及啓発                                  |                                          |        |                              |            |
|                                                      |                                          |        | 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携    |            |
|                                                      |                                          |        | 「消費者行政新未来創造オフィス」におけるモデル事業の実施 |            |

12



# IV-3. 食品表示の充実

## 【背景・現状】

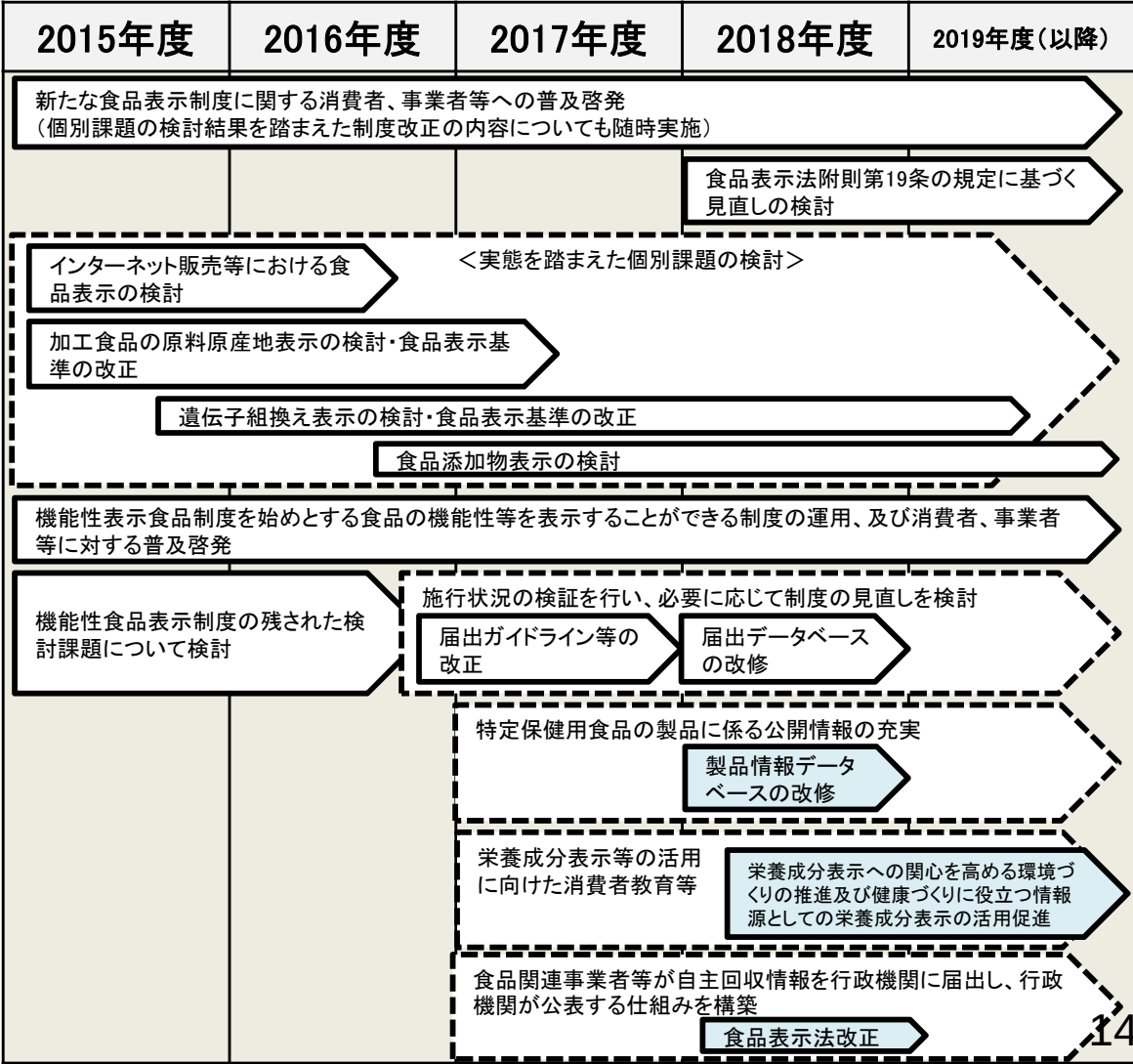
- 1. 2015年4月、食品表示法が施行。また、食品の機能性を表示することができる新たな「機能性表示食品制度」を同法の下に創設。同制度については、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）を踏まえ、運用改善に着手。
- 2. 加工食品の原料原産地表示についての新たな制度が施行（2017年9月）。
- 3. 「女性活躍加速のための重点方針2018」を踏まえ、特別用途食品における**乳児用液体ミルク**の許可基準を設定（2018年8月）。



食品の選択・消費に関して、栄養成分表示を使って肥満とやせを防ぐ、もったいないを意識して食品ロスを減らすことを中心に、実践の際に注意すべき食品安全のポイントについても言及したパンフレット（2018年8月）

## 【工程表における記述の骨子】

- 1. 2015年度から施行された食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。【消費】
- 2. インターネット販売等における食品表示については、報告書（2016年12月公表）を事業者に周知するとともに、消費者に普及啓発を行う。2017年9月に施行された新たな加工食品の原料原産地表示については、引き続き、消費者、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図る。【消費】
- 3. 食品添加物表示については、実態調査等の結果を踏まえ、必要な検討を行う。【消費】
- 4. 遺伝子組換え表示の在り方については、検討会報告書（2018年3月公表）を踏まえ、食品表示基準の改正に向けた作業を行う。【消費】
- 5. 機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示することができる制度を適切に運用する。機能性表示食品制度については、報告書（2016年12月公表）を踏まえ、制度への反映等を引き続き行う。また、2017年度に施行後2年間の状況について検証した結果を踏まえた上で、2018年度以降に必要な検討を行う。【消費、厚労、農水】
- 6. 特定保健用食品制度について、買上調査の実施など運用の見直しを行い、適宜取組状況のフォローアップを行う。【消費】
- 7. **栄養成分表示を活用した消費者教育**により、**表示への関心を高める環境づくりを進めるとともに、健康づくりに役立つ情報源としての活用促進**を図る。【消費】
- 8. 食品関連事業者等がアレルギー等の安全性に関する**食品表示基準に従った表示がされていない食品を自主回収する場合に、行政機関への届出を義務付けるとともに、その旨を行政機関が公表する仕組みを制度化**（第197回国会において食品表示法の一部改正法が成立）しており、今後システムの構築等を行う。【消費】





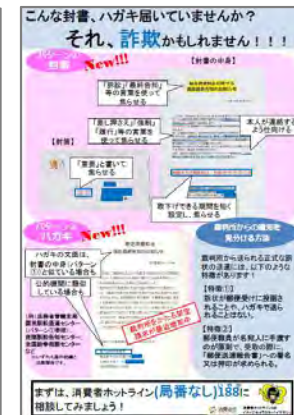
# V-1.「架空請求対策パッケージ」の推進

## 【背景・現状】

1. 全国の消費生活センター等に寄せられた架空請求に関する消費生活相談は、2011年度以降、年々増加傾向。2017年度の相談件数は約20万件となり、前年度比で2倍以上に急増。
2. 2018年7月、こうした現状を踏まえ、架空請求による消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、「架空請求対策パッケージ」を消費者政策会議決定。
3. 2018年12月、架空請求対策パッケージに掲げられた施策の進捗状況をフォローアップ。

## 【工程表における記述の骨子】

1. 架空請求等の特殊詐欺の取締りを強化する。特殊詐欺を助長する行為について取締りに当たる。不正に取得された携帯電話等に係る役務提供拒否のための情報提供等を推進。【警察】
2. 固定電話に関する有効な対策について検討。【総務、警察】
3. 特殊詐欺の最新の手口等の情報を提供するなど、被害防止のための広報啓発活動を推進。【警察】
4. 金融機関に対し、特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行う。【警察、金融】
5. 金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融】
6. 消費生活センター等からの情報提供により、架空請求に利用された電話番号を把握し、当該番号に対する架電等を実施。【消費】
7. 法務省の名称等をかたる架空請求について、対処方法等をウェブサイトに掲載。【法務】
8. 啓発資料の作成、SNSによる発信、関係省庁による取組を集約した特設サイトの開設等による注意喚起を実施。【消費、警察、金融、法務等】
9. 架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起を実施。【警察】
10. SNSデータを活用した情報収集を通じ、実在の事業者をかたる架空請求に関し、かたられている側の事業者の取組が把握できた場合に、これらの事業者の取組について、当該事業者の了解を得た上で、消費者庁のウェブサイトにおいて周知。【消費】
11. 業界団体を通じ、コンビニエンスストアにおけるレジ画面や複合端末画面での注意喚起内容の充実その他の取組の実施を要請等。【警察、金融、消費、経産】
12. 個人情報の漏えい等の防止や自らの個人情報の取扱いに関して、周知・啓発等を実施。【個人情報】
13. 既存の見守り体制に関連する関係府省庁等とも連携し、見守りネットワークの構築を推進。【消費等】



消費者庁作成の啓発ツール  
(上:イヤマン)  
(左:2018年8月版)  
(右:2018年11月版)

| 2015年度                                                                            | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度                            | 2019年度(以降) |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-----------------------------------|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・架空請求等の取締り</li> <li>・犯行ツール対策の推進</li> </ul> |        |        |                                   |            |
| 特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進                                                            |        |        |                                   |            |
| 特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等                                                        |        |        |                                   |            |
| 金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等                                                           |        |        |                                   |            |
|                                                                                   |        |        | 消費生活センター等から情報提供のなされた電話番号に対する架電の実施 |            |
|                                                                                   |        |        | 多様な方法による注意喚起                      |            |
|                                                                                   |        |        | 捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施           |            |
|                                                                                   |        |        | 業界団体を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の依頼等  |            |
|                                                                                   |        |        | 改正個人情報保護法に関する周知・啓発等の実施            |            |
|                                                                                   |        |        | <消費者安全確保地域協議会> 架空請求対策パッケージの施策の推進  |            |

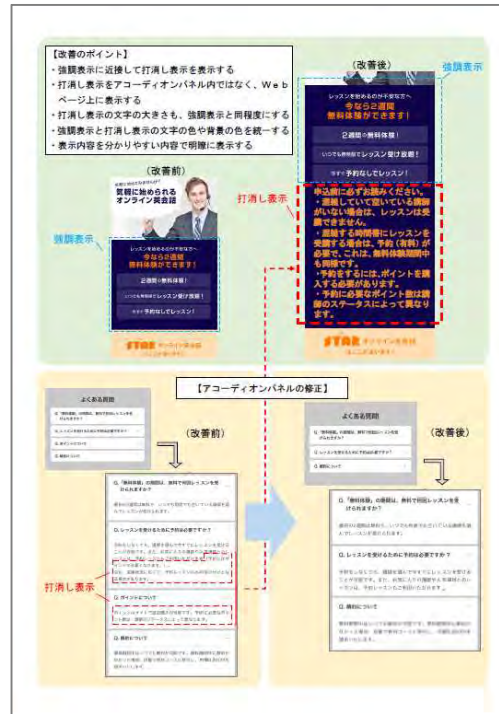
# V-2. 事業者の自主的な取組の促進

## 【背景・現状】

- 景品表示法の運用に関連し、消費者庁において各種の調査報告書等を公表。
  - 打消し表示に関する実態調査報告書(2017年7月)
  - スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書(2018年5月)
  - 広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書(2018年6月)
  - 時間貸し駐車場の料金表示について(2017年12月)
  - 携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示について(2018年11月)
- 医療法等の一部を改正する法律(第193回国会で成立)の施行に向け、省令等を改正(2018年5月8日公布、同年6月1日施行)し、厚生労働省において、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」(医療広告ガイドライン)を策定。
- 既存住宅流通が重要となる中、全ての住宅流通に占めるシェアは低く、住生活基本計画(2016年3月に改訂)においても、既存住宅流通市場の活性化を住宅政策の中心課題として位置付け。

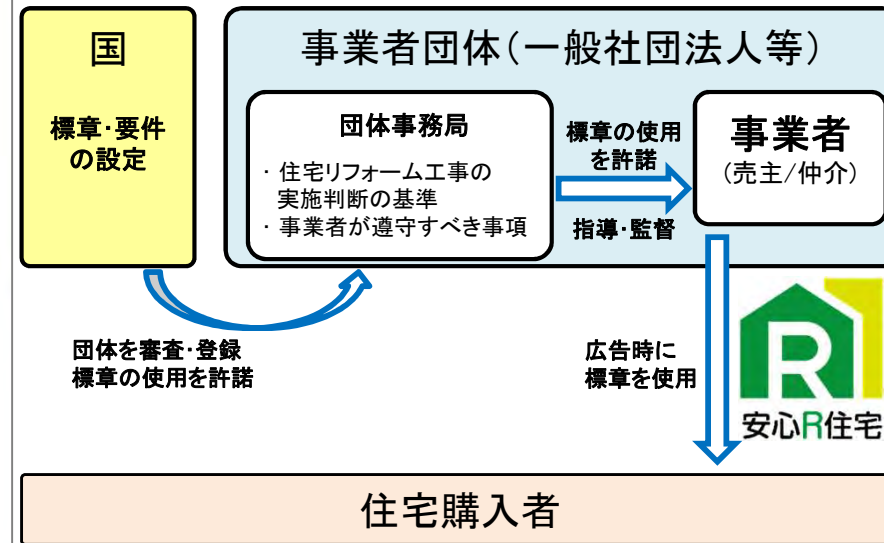
## 【工程表における記述の骨子】

- 景品表示法について、過去の違反事例とともに、同法の基本的な考え方について周知活動を行う。【消費】
- 医療広告ガイドライン等の周知や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図る。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施する。【厚労】
- 消費者が基礎的な品質等を有する既存住宅を円滑に選択できるようにするため、耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)の結果、構造上の不具合及び雨漏りが認められず、想定されるリフォームの内容・費用等について適切な情報提供が行われる既存住宅について、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める安心R住宅制度(特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度)を推進。【国交】



スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書(2018年5月)に示された打消し表示の改善事例

## 【安心R住宅の概要】



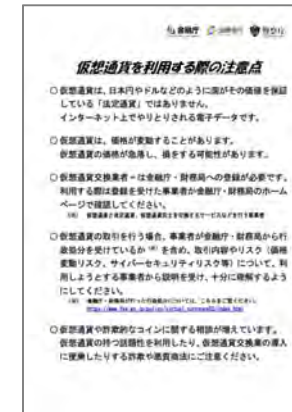
| 2015年度                                          | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度                                            | 2019年度(以降) |
|-------------------------------------------------|--------|--------|---------------------------------------------------|------------|
| 《景品表示法の啓発関係》                                    |        |        |                                                   |            |
| 講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発 |        |        |                                                   |            |
| 景品表示法に係る周知活動                                    |        |        |                                                   |            |
| 《医療法改正関係》                                       |        |        | 改正医療法に基づく周知・啓発活動を実施                               |            |
| 《安心R住宅関係》                                       |        |        | ネットパトロール事業による監視体制の強化等、その他に必要な対策を実施                |            |
|                                                 |        |        | ・ 一定の要件を満たす安心R住宅事業者団体の登録を実施<br>・ 安心R事業者団体への指導、勧告等 |            |



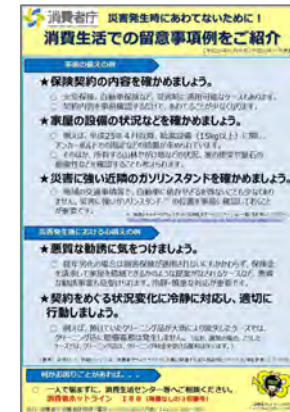
# V-3. 消費生活上の多様なリスクへの対応

## 【背景・現状】

1. 第190国会において、事業者に関する登録制の創設等の資金決済法等の一部改正のための関係法が成立し、2017年4月に施行。
2. 2018年1月等に、暗号資産交換業者における**暗号資産の不正流出事案**が発生。金融庁において、立入検査の実施を含むモニタリングを継続。
3. 2018年度においては、2018年6月18日7時58分頃の大阪府北部の地震以降、**大規模な災害**が複数発生。消費者庁においては、消費生活相談情報等を踏まえた注意喚起等を実施。
4. 第196回国会において、**生活困窮者自立支援法**が改正され、生活困窮者の自立支援をよりの確に進められるよう、自立相談支援事業と就労準備支援事業（一般就労に向けての日常生活の自立支援）・家計改善支援事業（家計状況の把握支援、貸付あっせん等）との一体的実施を図るための措置、生活困窮者に関わる関係者が情報共有を図る支援会議等が創設された。



金融庁・消費者庁・警察庁による注意喚起  
(暗号資産関係)(2018年10月)



消費者庁による注意喚起  
(災害関係)(2018年11月)

## 【工程表における記述の骨子】

1. 暗号資産交換業者について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制を導入するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて利用者の信頼を確保するための所要の制度整備を行い、制度等の周知を含め、整備された制度に基づき適切に運用する。【金融】
2. 暗号資産価格の乱高下や暗号資産の分岐等の動きが見られていること、証拠金を用いた暗号資産取引や暗号資産による資金調達等新たな取引が登場していること、暗号資産に関連する消費者トラブルが増加していること等を踏まえ、金融庁及び消費者庁において、警察庁と連携して利用者への周知を含め注意喚起等を行う。【金融、消費】
3. リスクの高い取引については、国民生活センターと連携し、被害の未然防止の観点から注意喚起を行う。
4. 近時、**大規模災害が相次いで発生**し、消費者に対する情報提供を随時行ったことを踏まえ、**今後も、災害発生後の状況等に応じて、消費者が留意すべきリスク等について注意喚起**を行う。【消費】
5. 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を自立相談支援事業に着実につなげるとともに、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を推進。【厚労】

| 2015年度         | 2016年度 | 2017年度                                              | 2018年度 | 2019年度(以降) |
|----------------|--------|-----------------------------------------------------|--------|------------|
| 《暗号資産関係》       |        | 必要に応じて関係省庁と連携しながら、暗号資産に関するトラブルについて注意喚起              |        |            |
| 《リスクの高い取引関係》   |        | リスクの高い取引に関する注意喚起を国民生活センターと連携して実施                    |        |            |
| 《生活困窮者自立支援法関係》 |        | 生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進 |        |            |
|                |        | 就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国的実施の促進                          |        |            |



# [補足]「消費者行政新未来創造オフィス」における主な取組

- 2017年7月、徳島市内に「消費者行政新未来創造オフィス」を開設。理論的・先進的な調査・研究や全国展開を見据えたモデルプロジェクトなどを実施。

## 【工程表における記述の骨子】

### ＜政策の企画立案のための調査の実施＞

1. 徳島県や学識経験者等の協力を得ながら、理論的・先進的な調査・研究を行う。
2. 早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等、各種調査を適宜実施する。

※ 《実績》2017年9月から、「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を開催し、2018年8月に報告書を取りまとめ。2017年10月から、「障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査」のアンケート調査を開始し、2018年3月に報告書を取りまとめ。このほか、2018年度には、シェアリングエコノミーに関して、利用実態に関するアンケート調査等を実施。

### ＜消費者教育の推進＞

1. 高校生向け消費者教育教材の効果的な活用を推進するため、教材を活用した授業を実施(試行)し、全国での活用を推進する。
2. (エシカル消費に関する)先駆的取組事例の収集やプラットフォーム構築の検討、学校における取組を行う。
3. 徳島県内のモニター家庭を対象として、「消費者行政新未来創造オフィス」において実施した実証事業の結果を踏まえて、家庭における食品ロスの削減に資する取組について、全国展開を図る。

### ＜地域の見守りネットワークの構築＞

1. 多くの地方公共団体での消費者安全確保地域協議会の設置を目指し、全県的に消費者安全確保地域協議会の設置に取り組んでいる徳島県内の事例を含め、先進事例の収集・共有等に取り組むことで、この目標の達成に向けた都道府県の取組を支援、促進する。

### ＜国民生活センターによる商品テストや研修の実施＞

1. 徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施。
2. 主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修や、徳島独自の研修を実施する。

※ 《実績》2017年は「地震による転倒の防止策」のテストを実施。徳島県内100世帯の電気給湯設備の貯湯タンクの設置状況を確認し、地震に対する貯湯タンク及び家具・家電の転倒防止策について報告書を取りまとめ、公表(2018年6月)。



若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会の成果



見守りネットワーク設置事例集

|             | 2017年度                                             | 2018年度                                    | 2019年度(以降)          |
|-------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------|
| 《食品表示関係》    | 栄養成分表示・保健機能食品の消費者教育モデル事業実施                         |                                           | 地方公共団体等における消費者教育の実施 |
| 《調査関係》      | 理論的・先進的な調査・研究                                      |                                           |                     |
|             | その他の調査の適宜実施                                        |                                           |                     |
| 《消費者教育関係》   | 作成した教材の効果的な活用(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の推進も含めて検討)      |                                           |                     |
|             | 教材を使用した授業の実施(試行)                                   | 試行の検証を行うとともに、アクションプログラムに基づき、全国での活用を推進     |                     |
| 《エシカル消費関係》  | 地方公共団体、消費者、事業者、行政による推進組織(プラットフォーム)の構築を推進           |                                           |                     |
| 《食品ロス関係》    | モデル事業の実施                                           |                                           |                     |
| 《消費者志向経営関係》 | 地方の事業者への普及・啓発                                      |                                           |                     |
| 《公益通報関係》    | 事業者団体等の主導による中小企業における内部通報制度の導入促進及びその効果を検証等した上での全国展開 |                                           |                     |
|             | 徳島県内市町村の窓口整備率100%                                  | 通報制度の円滑な運用とその評価・改善、県内市町村共通の窓口整備及びこれらの全国展開 |                     |
| 《見守り関係》     | ・徳島県内全ての市町村での協議会設置支援<br>・協議会設置に向けた課題解決の先進事例を収集     |                                           |                     |
|             |                                                    | 先進事例集の作成・公表                               |                     |
| 《商品テスト関係》   | 徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストプロジェクトの実施                   |                                           |                     |
| 《研修関係》      | 主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等の実施                     |                                           |                     |

18